

東ト協運運発第61号  
平成17年11月18日

会員各位

社団法人 東京都トラック協会  
会長 中西 英一郎

## 貨物自動車運送事業者の事業用自動車による重大・悪質事故等の防止について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。  
平素は、当協会の諸事業の運営にご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。  
さて、今般、東京運輸支局長より別添のとおり、最近、事業用貨物自動車の追突による  
重大事故及び酒気帯び運転、ひき逃げ等悪質・危険な運転行為による事故が頻発している  
ことから、関東運輸局自動車技術安全部長及び自動車業務監査指導部長の連名による通  
達に示された対策事項について事故防止委員会を開催するなどして傘下会員に対して周  
知徹底を図り、さらなる輸送の安全確保に取り組むよう通達がありました。

このことを踏まえ、当協会としましては、去る11月8日(火)に東京運輸支局職員等の臨席を得て事故防止委員会を開催し、重大・悪質事故等の防止に関する具体的な取り組み等について指導をいただいたところです。

つきましては、会員皆様におかれましては、今般の通達に示されました事故防止対策事項について十分理解されまして、輸送の安全確保並びに関係法令の遵守の徹底に努めていただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

また、この度の事故防止委員会におきまして、東京運輸支局より事故防止対策の一環として、運行管理業務に関する自主点検について、別紙自主点検表に基づいて実施するよう指導がありましたので、会員皆様におかれましては、下記事項にご留意頂きまして、自主点検を積極的に実施され、一層の輸送の安全確保に努めて頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 自主点検実施責任者は、営業所長等事業所の責任者が実施するものとする。
  2. 営業所が自主点検を実施した場合は、その自主点検結果を本社に報告させ、運行管理業務統括部署において点検結果内容について確認するものとする。
  3. 自主点検を実施した結果、改善事項などが確認された場合には、速やかに改善措置を講ずるものとする。

以上

別添

東運整第430号  
東運監第302号  
平成17年10月21日

社団法人 東京都トラック協会長 殿

関東運輸局東京運輸支局長

**貨物自動車運送事業者の事業用自動車による重大・悪質事故**

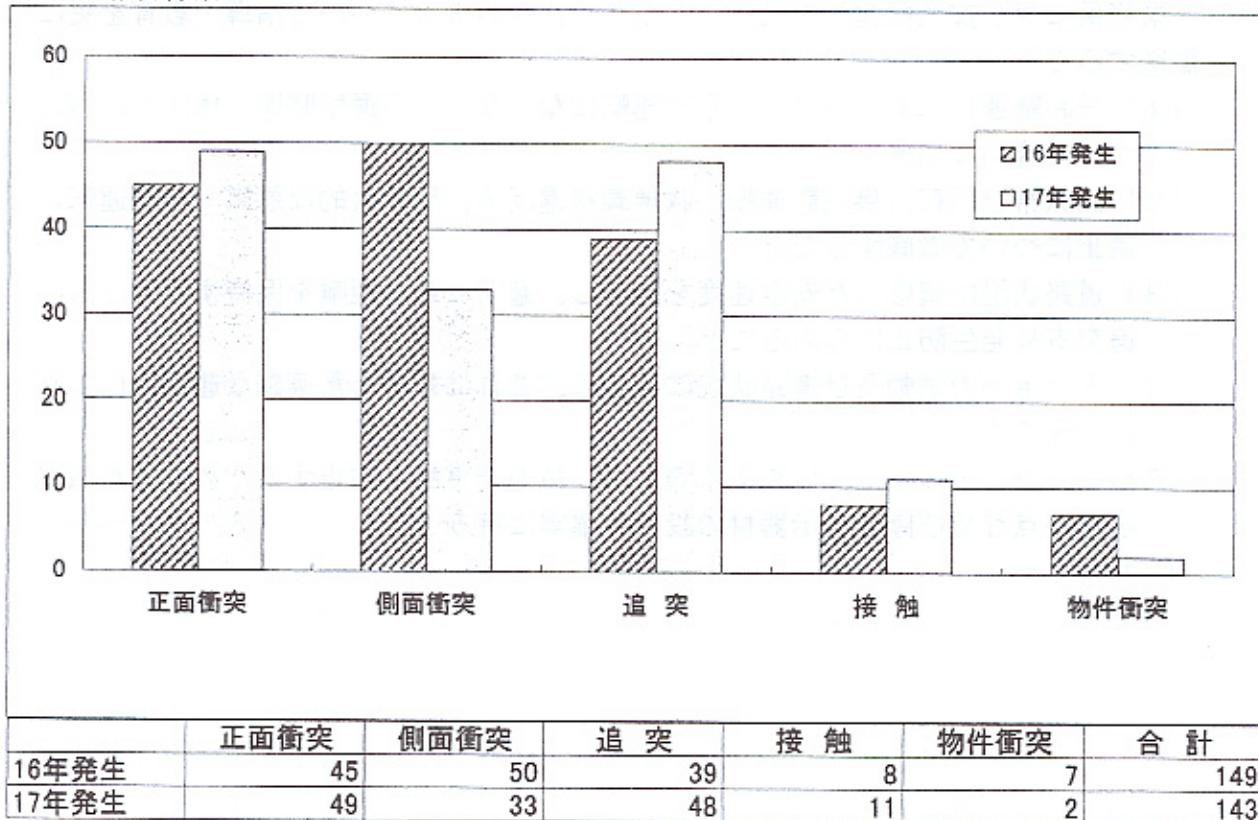
**等の防止について**

標記について、最近の事業用自動車の追突による重大事故及び酒気帯び運転、ひき逃げ等悪質・危険な運転行為による事故が頻発していることから関東運輸局自動車技術安全部長及び自動車業務監査指導部長から別添のとおり、これらの事故防止対策の推進について通達がありました。

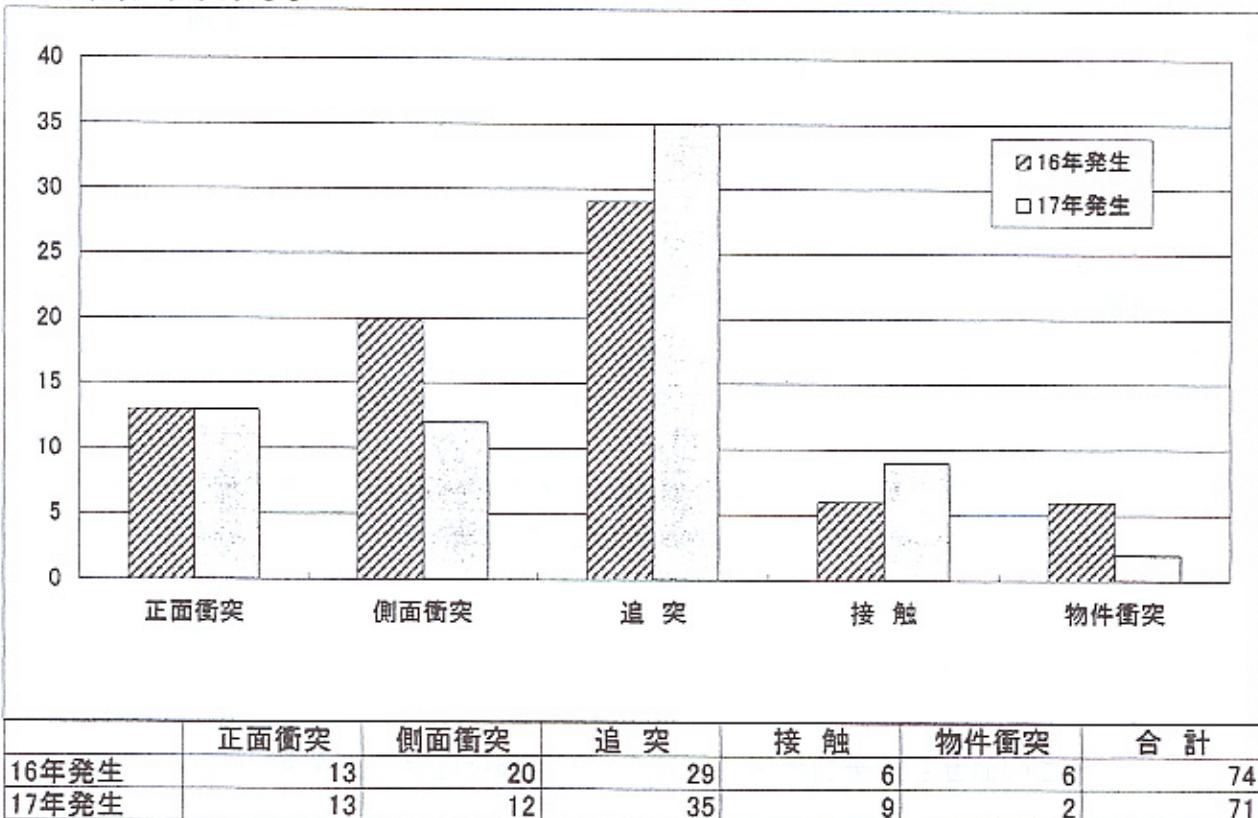
同通達中に示された事故事例の中には当支局管内の事業者によるものも含まれております、当支局としましては各種研修会及び監査等あらゆる機会をとらえて、これらの事故防止に努めることとしておりますが、貴会におかれましても事故防止委員会を開催する等して、貴傘下会員に対して本通達に記された事項について周知徹底を図り、さらなる輸送の安全確保に取り組むよう指導方お願いします。

## 衝突種類別事故件数(トラック)1月～8月末

### (1)事故報告件数



### (2)運転者に起因するもの



## 悪質違反による特別監査件数

■ 16年度  
□ 17年度

件数

10

8

6

4

2

0

酒気帯び

ひき逃げ

無免許

酒気帯びによる監査件数

ひき逃げによる監査件数

無免許による監査件数

8

9

3

1

5

4

16年度

3

1

5

17年度

8

9

4

監査動機

関自安第739号  
関自監ニ第408号  
平成17年10月13日

東京運輸支局長 殿

自動車技術安全部長  
自動車業務監査指導部長

## 貨物自動車運送事業者の事業用自動車による重大・悪質事故等の防止について

事業用自動車の輸送の安全確保については、従来からあらゆる機会を通じ、重大事故・悪質違反等の防止について徹底を図っているところであるが、最近、追突を形態とした重大事故及び酒気帯び運転、ひき逃げ等悪質・危険な運転行為による事故が頻発している。

このような状況が継続することは、輸送の安全確保を使命とする貨物自動車運送事業の社会的信頼が失墜することを危惧するものである。

ついては、貴支局管内のトラック協会及び関係事業者に対し、事故防止委員会又は運行管理者研修等の機会をも捉え、下記事項について早急に徹底を図り、輸送の安全確保を期するよう強力に指導されたい。

なお、本通達の趣旨を踏まえた支局における指導内容を平成17年11月30日までに支局整備課長から局自動車技術安全部安全・環境課長あてに報告されたい。

### 記

#### 1. 過労運転の防止について

運行計画、経路の設定等にあたり、運転者の勤務状況及び疲労の程度を把握し、運転者の過労防止に十分配慮すること。

また、運行にあたっては、運転時間、休憩又は仮眠の地点及び日時等について、運転者に対し明確に指示すること。

特に、長距離運行、夜間・早朝運行に際しては、乗務距離、乗務時間及び休憩時間等を勘案した無理のない運行計画とすること。

#### 2. 点呼の確実な実施について

乗務前及び乗務後の点呼において、疾病、疲労及び飲酒の有無について対面により厳正に確認すること。

なお、疾病、疲労及び飲酒が確認された者は、絶対に乗務させないこと。

## 末目とて良の運行をめらかに運転するための実施方針

### 3. 乗務員に対する指導・監督について

乗務員に対し安全な運行を励行させるため、次の事項について指導・教育を更に徹底すること。

- (1) 長距離運行にあたっては、過労運転にならないよう運転時間、休憩の取得について適切な指導を行うこと。
- (2) 酒気帯び運転、無免許運転、救護義務違反等、反社会的な悪質・危険運転の禁止について徹底すること。
- (3) 道路状況に適応した安全速度を遵守し、適切な車間距離を保持するとともに追突事故発生防止に努めること。
- (4) 先行車両の挙動及び道路状況に注意し、これに対応した適確な運転操作の励行を図ること。
- (5) やむを得ず道路上に停車する際には、被追突事故を防止するため非常点滅表示灯の点灯及び停止表示器材の設置を確実に行うこと。

# トラック事業者に係る重大・悪質事故防止自主点検表

点検年月日 平成 年 月 日

事業者の氏名及び名称並びに営業所名

## 1. 実施責任者

職名

氏名

## 2. 実施状況

点検事項	自主点検項目	良・否の別
1. 過労運転の防止について	(1) 運行計画、経路の設定等にあたり、運転者の過労防止に十分配慮した運行の指示が行われているか。 ・運転者の勤務状況を確実に把握しているか。 (休日の取得、拘束時間、休息時間等) ・運転者の疲労の程度を把握しているか。	良・否 良・否
	(2) 長距離運行、夜間、早朝運行に際しての運行計画。 ・乗務距離、乗務時間及び休憩時間等を勘案して、無理のない運行計画を行っているか。	良・否
	(3) 運行にあたり、運転者に対し明確な指示が行われているか。 ・運行経路について、明確に指示しているか。 ・出庫時間、運転時間について、明確に指示しているか。 ・休憩又は仮眠の地点及び日時等について、明確に指示しているか。	良・否 良・否 良・否
2. 点呼の確実な実施について	(1) 点呼は対面により確実に実施されているか。 ・点呼実施者が運転者に近づくなどして疾病、疲労及び飲酒の有無の確認を厳正に実施しているか。 ・最終飲酒時間、量等の確認を行っているか。 ・運転免許証の確認を行っているか。 ・2日以上にまたがる運行で対面での点呼ができない場合、電話等により実施しているか。	良・否 良・否 良・否
	(2) 疾病、疲労及び飲酒が確認された者は、乗務させていないか。	良・否
3. 乗務員に対する指導・監督について	(1) 乗務員に対し安全な運行を励行させるため、指導・教育が徹底して行われているか。 ・長距離運行にあたっては、過労運転にならないよう運転時間、休憩の取得について指導しているか。 ・酒気帯び運転、無免許運転、救護義務違反等、反社会的な悪質・危険運転の禁止について教育しているか。 ・道路状況に適応した安全速度を遵守し、適切な車間距離を保持するよう指導しているか。 ・先行車両の挙動及び道路状況に注意し、これに対応した的確な運転操作の励行を指導しているか。 ・やむを得ず道路上に停車する際には、被追突事故を防止するため非常点滅表示灯の点灯及び停止表示器材の設置を確実に行うよう指導しているか。	良・否 良・否 良・否 良・否 良・否

注：実施状況中、良否の別については、「良」「否」いずれかを○で囲むこと。

2005.11.14

# 大型車横転事故発生マップ

